

### III 保 健 福 祉 課

#### 1 母子保健

慢性疾病児等の健康の保持と増進を図るため、個別又は集団による適切な保健指導を行うとともに、疾病に罹患している子どもが早期に適切な治療が受けられるよう、各種医療援護の事務を行いました。また、管内の母子保健の水準の確保や妊娠期からの児童虐待予防の体制づくりのために、母子保健福祉委員会や各連絡会議、事例検討会及び研修会等を開催し、医療・保健・福祉各関係機関職員との連携強化や資質向上に努めました。

長期療養児と家族への集団指導については、講演会や交流会を実施しました。小児等在宅医療の推進部会においては、医療的ケア児の地域の相談支援体制構築の進捗状況等の共有、災害時の備えに関する取組を行いました。

#### 2 歯科保健

管内の歯及び口腔の健康づくりに関する事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくり推進委員会を開催しました。また、お口の健口体操の普及など歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むオーラルフレイル健口推進員の育成と活動支援を行いました。う蝕発生リスクの高い乳幼児に対しては、う蝕の多発、重症化予防のための、検診・歯科保健指導・予防処置を実施し、う蝕リスクの低減化を図りました。障がい児等に対しては、歯科疾患予防と合わせて、摂食機能発達支援を実施するとともに、在宅療養者等には訪問による歯科保健指導を実施しました。

#### 3 栄養・食生活

地域における栄養・食生活事業の推進のため、食からの循環器疾患対策に関連する取組として、管内の「高血圧予防（適切な塩分摂取について）」をテーマに地域食生活対策推進協議会を開催しました。食品表示法に基づく栄養成分表示に係る適正化指導、食品表示法及び健康増進法に基づき栄養成分表示制度の普及啓発、特別用途食品制度の運用、健康保持増進効果等に関する誇大表示等の禁止に係る適正化指導を実施しました。また、健康増進法に基づき、特定給食施設等に対し適切な栄養管理の実施を目的に個別指導や講習会等を行いました。

#### 4 がん・健康増進

地域企業におけるがん検診受診促進事業については、関係機関と連携を図り、介護保険事業所などの職域分野に「がん検診」のリーフレットを配布し、がん検診の周知を行いました。

各市町が実施する健康増進事業や糖尿病重症化予防事業の状況を把握するためのヒアリングを行いました。

保健医療に関する地域特性を分析し、課題解決に資することを目的に、健康づくり・医療費適正化のためのデータ活用研修を行いました。

#### 5 地域福祉の事業

神奈川県地域福祉支援計画における3つの支援策の柱「ひとつづくり・地域（まち）づくり・しくみづくり」に基づき、それぞれ地域福祉の担い手の育成等の事業、みんなのバリアフリー街づくり推進事業、権利擁護としての成年後見制度の研修案内・受講等所内関係職員への普及啓発などを行いました。みんなのバリアフリー街づくり推進事業については、前年度に引き続き、学童向けに、バリアフリー・ユニバーサルデザインについて知ってもらうための新聞を作成し、県西圏域の放課後児童クラブに配布し、足柄下郡1市3町の小学校全校宛て新聞作成及びホームページへの掲載について周知を図り、普及啓発に取り組みました。また、バリアフリーのまちづくり研修会を、県西圏域内の不登校の児童・生徒を支援している事業所の利用者や町社会福祉協議会が支援している外国籍住民の会のメンバー等を対象に実施しました。

また、地域住民の立場で情報提供、相談を行う民生委員・児童委員の活動に対して負担金を交付し、社会福祉に関する諸事業を行う市町社会福祉協議会との情報交換、事業協力など地域福祉の推進に努めました。

#### 6 介護保険

公平・公正・適切な要介護認定、介護給付対象サービスの質の確保・保険給付の適正化を図るため、介護保険指定事業者等の運営指導・市町担当者連絡会議を実施しました。

#### 7 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成等のため、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付決定」の事務を行いました。

#### 8 福祉事務所の経理

生活保護法に基づき被保護者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に必要な経費を支給しました。重度の障害児者に特別障害者手当等の支給事務を行いました。適正かつ整合性のある経理事務執行に努めました。

## 1 母子保健

### (1) 小児医療援護事務

#### ア 小児慢性特定疾病医療給付

小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に基づき、18歳未満（20歳未満まで年齢延長可能）の児童で特定の疾病に罹り、指定医療機関において治療を受けているものに対し、必要な医療の給付を行いました。

市町別給付決定件数

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	総数
総 数	20	12	3	25	16	5	6	2	4	2	17	22	5	3	2	144
小田原市	18	10	3	21	13	4	6	1	3	2	16	21	5	2	2	127
箱根町	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
真鶴町	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
湯河原町	1	2	0	2	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	0	10

#### イ 療育医療給付

児童福祉法に基づき、骨関節結核、その他の結核にかかっている18歳未満の児童で指定療育医療機関において入院治療を受けているものに対し、必要な医療費の給付を行うものですが、令和6年度実績はありません。

### (2) 養育支援事業

発達や発育等の障害や疾病を持ち医療的ケアや長期に療養を必要とする児とその保護者を対象に、児の健やかな発育・発達を促進させ、併せて養育環境を整えることを目的に、関係機関と連携し支援を実施しました。

#### ア 訪問指導・個別相談（延数）

	訪問指導	所内指導	総 数
総 数	39	427	466
小児特定疾病	25	279	304
その他の疾病	14	148	162

### 第3章 業務概況

#### イ 集団指導

療育または養育上の課題や発達段階に応じた講演会を開催しました。

開催日	内容・講師	対象	参加者数
R7.1.18 (ハイブリッド)	令和6年度 小児慢性特定疾病講演会 「子どもの炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎、クローン病）との上手な付き合い方と移行期医療」 講師及び座談会のコーディネーター 横浜市立市民病院 炎症性腸疾患（IBD）科 クリニカルアドバイザー 杉田 昭 氏 講演講師 埼玉県立小児医療センター 消化器・肝臓科 医長 南部 隆亮 氏	当事者、 家族、 関係機関等	18

#### ウ 交流会

発達や発育等の障がいや疾病を持ち長期に療養を必要とする児及び家族が、交流や養育上必要な情報を得る機会を通じ地域で健やかな生活を送ることができることを目的時に交流会を行いました。

実施日	内 容	対象	出席者数
R6.5.30	交流会	当事者・家族、関係機関職員等	当事者・家族6組
R6.6.11			当事者・家族3組 関係者1人
R6.7.4			当事者・家族2組 関係者3人
R6.9.10			当事者・家族1組
R6.10.30			当事者・家族3組 関係者4人
R6.11.22			当事者・家族5組 関係者6人
R6.12.3			当事者・家族4組 関係者3人
R7.1.31			当事者・家族8組 関係者4人
R7.2.28			当事者・家族3組 関係者1人

#### (3) 連携体制づくり

##### ア 母子保健福祉委員会、部会

効果的かつ円滑な母子保健・福祉に関する施策の推進を図るために母子保健福祉委員会を実施しました。また、小児等在宅医療の推進部会では、医療的ケア児に係る地域の相談支援体制構築において進捗の共有を行いました。さらに、共通の課題として「災害時の対応」を挙げている保健予防課の難病対策地域協議会と共に合同部会を設置し、「在宅難病患者・医療的ケア児個別避難計画作成に向けたワーキング」として、災害時の備えに係る取組を協働して進めました。同ワーキングは内閣府「個別避難計画作成モデル事業（加速化促進事業）」としても実施し、県地域福祉課と連携して取組を進めました。

### 第3章 業務概況

	実施日	協議内容	出席者数
委員会	R7.3.11 (対面)	1 管内母子保健統計について 2 管内の母子保健福祉事業 (1) 市町の取組 (2) 保健福祉事務所の取組 (3) こども家庭センターに関する取組について 3 妊娠期からの児童虐待予防支援について 4 小児等在宅医療の推進部会について	11
部会	R6.7.26 (ハイブリッド)	1 議題 (1) 合同部会設置の経緯について (2) 合同部会の今後の取組について (3) 小田原保健福祉事務所の難病対策及び母子保健対策の取組について	23
第1回	R6.10.1 (対面)	(小田原市) 1 当所要配慮者台帳の共有と課題について 2 小田原市の個別避難計画作成に向けた取組状況 3 今後のスケジュールとモデルケースの決定	14
	R6.9.11 (対面)	(湯河原町) 1 当所要配慮者台帳の共有と課題について 2 モデルケースの決定と今後のスケジュール（案） 3 湯河原町の個別避難計画作成に向けた取組状況	15
第2回	R6.11.25 (ハイブリッド)	(小田原市) モデルケースの個別避難計画作成・課題の共有 (本人・家族、関係者、助言者)	15
		(湯河原町) モデルケースの個別避難計画作成・課題の共有 (本人・家族、関係者、助言者)	10
ワーキング	R6.12.17 (ハイブリッド)	(小田原市) モデルケースの個別避難計画作成における具体的な状況確認	13
		(湯河原町) モデルケースの個別避難計画作成における具体的な状況確認	13
訓練	R7.2.13 (対面)	(湯河原町) 1 停電時における人工呼吸器の確認と給電方法の実践 2 人工呼吸器バッテリーの着脱を実践 3 発電機から蓄電池への給電シミュレーション 4 関係機関との連絡ツールについて共有	16
報告会	R7.3.25 (ハイブリッド)	(報告会) 1 ワーキング実施内容の進捗状況と成果の報告 2 モデルケース本人・家族及び関係機関からの意見	32
		(検討会) 1 災害対策基本法改正、在宅避難者への支援の必要性について 2 個別避難計画作成における課題と今後の取組について テーマ：在宅避難において、難病患者・医療的ケア児が孤立しないために	25

### 第3章 業務概況

#### イ 管内母子保健業務連絡会

母子への適切な支援を行うため、管内市町と保健福祉事務所で実施する母子保健業務について、地域課題や事業実施状況の情報交換を行い、円滑な連携の推進を図るため、連絡会を行いました。

実施日		内 容	出席者	出席者数
第1回	R6. 5. 31 (対面)	1 令和5年度の事業実施状況について 2 令和6年度の事業計画、新規重点事業について 3 意見交換、情報交換	管内市町母子保健担当、児童相談所保健師、健康増進課保健師	12
第2回	R7. 1. 31 (オンライン開催)	1 令和5年度の事業実施状況について 2 令和6年度の事業計画について 3 健康増進課より情報提供 4 意見交換、情報交換	管内市町母子保健担当保健師(第2回のみ)、当所歯科担当・母子保健担当	14

#### (4) 妊娠期からの児童虐待予防支援事業

##### ア 養育支援連絡票を活用する機関の連絡会

養育支援連絡票を活用する機関が、必要な妊産婦等に効果的な支援が行えるよう、連携の強化及び支援の質の向上を図るため、連絡会を開催しました。

実施日	内 容	対 象	出席者数
R7. 1. 31 (オンライン開催)	議題 1 養育支援連絡票の活用における取組報告 (1)養育支援連絡票の活用状況の報告 (2)養育支援連絡票の活用促進について 2 意見交換	小田原小児科医会会長、管内母子保健担当保健師、産科医療機関看護師・助産師、精神科医療機関相談員、児童相談所保健師等	19

##### イ 児童虐待予防講演会

養育上の配慮が必要な児に対し、妊娠期から保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、早期に必要な支援を行うため、支援体制の構築及びスキルアップを目的とし、講演会を開催しました。

実施日	内 容・講師	対 象	出席者数
R7. 2. 10 (ハイブリット開催)	令和6年度児童虐待予防講演会 「子どもへの性虐待の理解と対応」 講師 聖マリアンナ医科大学 小児科医長 栗原 八千代 氏 (医師)	管内医療機関・助産所職員、管内市町母子保健・児童福祉担当職員、小田原児童相談所職員、県域保健福祉事務所・センター職員等	50

### 第3章 業務概況

#### ウ 児童虐待予防研修会

医療機関・市町母子保健・福祉等関係機関等の職員が、児童虐待予防支援に必要な専門知識や支援方法を習得することや、共に研修で学ぶ機会をとおし、連携体制の更なる強化につなげることを目的とした研修会を開催しました。

実施日	内 容	対 象	出席者数
R6. 12. 11 (対面)	<p>1 講義「精神科疾患の既往やメンタルに課題を抱えるに産婦の支援」 講師 小田原市立病院心身医療科担当部長（医師） 石橋 由梨 氏</p> <p>2 ワーク（架空事例の検討）</p>	管内医療機関、管内母子保健・児童福祉担当職員等	14

#### エ 妊娠期からの児童虐待予防支援事業における事例検討会

湯河原町と当所とが共催で講師より助言、指導を受けながら事例検討等、各取組を複数回実施することで母子保健事業担当保健師等関係職員が、児童虐待予防に関する知識の習得及び、支援技術を向上させることを目的に検討会を開催しました。

実施日	講師	内 容	出席者	出席者数
1 R6. 11. 18	かながわ 子ども 虐待予防 研究会 会長 彦根 優子 氏	<p>1 講義「事例を理解し支援するために」 2 事例検討 3 母子保健担当者との検討、情報共有</p>	湯河原町母 子 保 健 担 当、同町児 童虐待予防 支援担当、 保健福祉事 務所母子保 健担当	15
2 R6. 12. 6		<p>1 講義「不明点の確認」 2 事例検討 3 母子保健担当者との検討、情報共有</p>		18
3 R7. 1. 17		<p>1 講義「要保護児童等とそれ以外のケースの個人情報の共有範囲の違い」 2 事例検討 3 母子保健担当者との検討、情報共有</p>		17
4 R7. 2. 25		<p>1 講義「こども家庭センターについて」 2 事例検討（グループワーク） 3 母子保健担当者との検討、情報共有</p>		15
5 R7. 3. 21		<p>1 講義「虐待の発生機序、再発予防のための支援について」 2 サポートプランの検討（グループワーク） 3 母子保健担当者との検討、振り返り</p>		13

### 第3章 業務概況

#### (5) 性と健康の相談センター事業

##### ア 健康相談

プレコンセプションケアを含めた、性別を問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため個別及び、集団指導（高等学校への出前講座、思春期の子どもに関わる教育機関、関係機関の職員等を対象とした研修会）を行いました。

＜個別相談＞

総数 (延数)	相談方法			相談回数			相談者				事後指導				担当者			
	電話	面談	その他	初回	2回	3回以上	本人	保護者	配偶者	その他	助言指導	電話継続	医療機関紹介	他機関紹介	その他	保健師	その他	
男	6	6	0	0	6	0	0	6	0	0	2	0	2	1	1	5	0	
女	10	10	0	0	9	1	0	6	0	0	4	6	0	1	0	3	10	0
不明	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	
合計	17	16	0	1	16	1	0	12	0	0	5	8	0	3	2	4	16	0

年代	実数	総数	相談内容区分（延数）																
			性	思春期	避妊	妊娠	流産・死産	不妊・不育	予期しない妊娠	DV・性暴力	メンタルケア	性感染症	H T L V 1	婦人科疾患	更年期障害	家族関係	友人関係	学校関係	その他
10代	6	10	3	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
20代	5	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
30代	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
40代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50代	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
60代以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	4	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合計	17	23	8	2	0	3	0	0	0	1	0	1	0	3	1	1	0	1	2

### 第3章 業務概況

#### <集団指導>

実施日	内 容	対 象	出席者数
R6. 7. 5 (オンライン)	出前講座 講義「たばこのこと知っている？」 講師 保健福祉課保健師	小田原市立泉中学校 1年生、教職員	176
R6. 10. 1 (対面)	出前講座 講義と体験学習「若い世代の皆さんに今、おつたえしたいこと」 講師 保健福祉課、保健予防課保健師	神奈川県立小田原高等学校（定時制） 1～4年生、教職員	46
R6. 11. 30 (対面)	思春期保健研修会（公開講座） 講演「若い世代の性（生）の健康を支える～ユースクリニックの取組から～」 講師 藤沢女性のクリニックもんま 院長 門間 美佳 氏	小田原保健福祉事務所及び、小田原保健福祉事務所足柄上センター管内の思春期の子どもに関わる教育機関、関係機関の職員、保護者等	33
R6. 7. 5 (対面)	出前講座 講義「たばこのこと知っている？」 講師 保健福祉課保健師	神奈川県立小田原東高等学校 1～2年生、教職員	310
R7. 3. 18 (対面)	出前講座 講義と体験学習「若い世代の皆さんに今、おつたえしたいこと」 講師 保健福祉課、保健予防課保健師	神奈川県立小田原東高等学校 1年生、教職員	177

#### イ 周知

内 容	普及啓発先	配布数
妊娠SOSかながわの普及啓発	管内行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、高等学校、大学、専門学校、鉄道会社、商業施設等	ポスター 606 カード 1836

## 2 歯科保健

### (1) 連携体制づくり

#### ア 歯及び口腔の健康づくり推進委員会

歯及び口腔の健康づくりに関わる関係者が協議・意見交換を行い、管内の歯及び口腔の健康づくり施策の推進を図るために開催しました。

	実施日 開催方法	協議内容	出席者数
委員会	R7. 2. 20 対面	1 情報提供 神奈川歯科大学 副学長 2 報告 (1)小田原保健福祉事務所管内の歯科保健事業実施状況について (2)歯科の視点からの子育て支援充実に係る新たな取組について (3)オーラルフレイル健口推進員養成事業の取組について 3 議題 災害時歯科口腔保健対応対策事業の取組について	10

#### イ 小田原歯科医師会と小田原保健福祉事務所との連絡協議会

歯科医師会との連携を図り、管内の歯科保健対策を推進するために開催しました。

	実施日 開催方法	協議内容	出席者数
連絡会	R6. 7. 4 対面	1 報告 (1)神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）について (2)令和6年度県民歯科保健実態調査について (3)小田原市3歳児歯科検診から小田原保健福祉事務所重度う蝕ハイリスク幼児歯科検診へつなげるための体制構築について (4)「気になる子ども」に係る市町の相談先について 2 議題 (1)保健福祉事務所から ア 令和6年度災害時歯科口腔保健対応対策事業について イ 小田原市歯科二次診療所の初診者について (2)歯科医師会から	7

### 第3章 業務概況

#### ウ 災害時歯科口腔保健対応対策事業

災害時における歯科口腔保健対応を推進するため、検討会及び研修会を開催しました。

##### (ア) 検討会の実施状況

実施日 開催方法	内 容 対 象 者	出席者数
R6. 12. 5 対 面	テーマ：「何から始める？市町の災害時歯科口腔保健対策」 構成員：小田原歯科医師会、小田原地域歯科衛生士会、小田原市 健康づくり課、箱根町保険健康課、真鶴町健康長寿課、 湯河原町保健センター、当所保健福祉課	10

##### (イ) 研修会の実施状況

実施日 開催方法	内 容 対 象 者	参加者数
R6. 12. 5 対 面 及び 後日動画 視聴形式	テーマ：地域歯科保健医療の提供体制の継続（BCP）について 対象者：小田原歯科医師会会員、小田原地域歯科衛生士会会員、 地域災害対策関係者	対面形式 28 後日動画視聴 形式 49

#### (2) 人材育成

##### ア オーラルフレイル健口推進員養成事業

2020運動及びオーラルフレイル対策をはじめとする歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むオーラルフレイル健口推進員の養成及び育成を実施しました。市町から推薦された新規推進員の養成研修を小田原市内で2回開催しました。また、既存の推進員に向け、最新の知識を得て、地域活動で生かすことができるよう、育成研修の開催及びニュースレターの送付による情報提供を行いました。

##### (ア) オーラルフレイル健口推進員養成研修

実施日 開催方法	内 容	参加者数
R6. 9. 27 対 面	1 説明 神奈川県におけるオールフレイル対策の取組みと健口推進員の活動の変遷	推進員 9 聴講 2
	2 講義 (1) オーラルフレイルとは～全身の健康と歯及び口腔の健康づくりの関係について～ (2) オーラルフレイル対策への取組と実践について ～体験してみよう！お口の機能～	
R6. 11. 21 対 面	3 健口体操の実演と説明等	推進員 6 聴講 1

### 第3章 業務概況

#### (イ) 育成研修会

実施日 開催方法	内 容	参加者数
R6. 10. 24 対 面	1 お口のことミニ講座 「食べて・笑って・語らうために ～口から始まる健康づくり～」 2 健口体操の実践 「やればやるほど若返る！？魔法の体操1・2・3」	推進員 8
R6. 11. 5 対 面	1 お口のことミニ講座 「こんなにすごいぞ！噛む力 ～アタマもキレイもパワーアップ～」 2 知って得する歯科知識 「カメば感じる自分の力 ～スポーツ選手が噛む、アレの秘密～」	推進員 16 聴講 3

#### (ウ) 情報提供 (ニュースレターの送付)

送付日	内 容	送付数
R6. 7. 10	・熱中症予防におススメ「むぎ茶」 ・もうすぐオリンピック・パラリンピック パリ大会★スポーツ選手は 歯が命！？ ・歯の色は人それぞれ、千差万別 ・古代ローマ人も歯が命！？	89
R7. 3. 10	・オーラルフレイル健口推進員☆新メンバーのご紹介☆ ・今年の干支は「巳」。ヘビは自分の歯（牙）でケガをしないの？ ・ワニの長寿の秘訣は「8 0 2 0」！？ ・平賀源内流・粋でいなせな江戸っ子向け「歯磨き粉」販促広告とは？	103

#### イ 歯科衛生士学校実習生指導

実施日数	人 数
2	4

#### (3) 専門的かつ技術的事業

##### ア 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業

小田原市が実施する1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査等から把握された、う蝕ハイリスク幼児に対して、う蝕の多発及び重症化を抑制するための指導、検診、予防処置を継続し、リスク要因の低減化を図りました。

#### (ア) 実施状況

実施回数	受診者数			予防処置者数(延数)		
	初診数	再診数	総 数	フッ化物	フッ化ジアンミン銀	総 数
66	111	237	348	335	2	337

### 第3章 業務概況

#### (イ) 初診者の把握経路及び受診状況（市から紹介された初診者のみ）

事業	紹介者数	受診者数	受診率（%）
1歳6か月児健診	86	66	77
2歳児歯科健診	58	41	71
計	144	107	74

#### (ウ) 初診者のう蝕り患状況及びリスク要因

把握経路	受診者数	う歯の状況			重度う蝕リスク要因（延数）				
		う歯あり	う歯の疑い	う歯なし	離乳完了の遅れ	リスク食品頻回摂取	リスク飲料頻回摂取	口含み習慣	その他
把握経路									
1歳6か月児健診	66	9	5	52	42	11	15	0	46
2歳児歯科健診	41	5	0	36	3	12	16	0	39
計	107	14	5	88	45	23	31	0	85

#### イ 障害児者等歯科保健事業

障がい児者等は歯科疾患にかかりやすく治療には困難を伴う場合も多いことから、早期から継続的に歯科検診・歯科保健指導・予防処置等を実施しました。また、摂食機能発達の支援が必要な児への「食べ方相談」を行いました。

#### (ア) 実施状況

実施回数	受診者数		実施内容内訳（延数）						
	実人数	延人数	歯科検診	予防処置	歯科保健指導	摂食・嚥下アセスメント	栄養士指導	保健師指導	医療機紹介
72	39	99	77	60	85	45	27	64	1

#### (イ) 年齢別受診者数

	3歳未満	3～6歳	7～15歳	16歳以上	総数
人 数	11	25	3		39

#### ウ 在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業

在宅で療養中の指定難病患者、小児慢性疾患児及び生活保護受給世帯の幼児・児童等を主な対象とし、訪問による歯科検診、保健指導、予防処置及び摂食機能発達の支援を行いました。

### 第3章 業務概況

#### (ア) 疾患別訪問者数(実数)

	慢性疾患児	特定疾患者	その他	総 数
人 数	8		4	12
	6歳以下	7~19歳	20~39歳	40~64歳
人 数	15	7		
	65歳以上	総 数		
人 数				22

#### (イ) 年齢別訪問者数(延数)

	6歳以下	7~19歳	20~39歳	40~64歳	65歳以上	総 数
人 数	15	7				22
	65歳以上	総 数				
人 数						22

#### エ 歯周病予防対策事業

歯周病予防に効果的なセルフケア対策として、歯間部清掃用具の活用推進を図るため、成人等を対象に歯間部清掃用具の正しい使用方法等について、実技指導を行っています。

実施回数	保健福祉事務所事業参加者	健康づくり団体	その他	総計	従事者	
					歯科医師	歯科衛生士
1			7	7	1	1

#### オ 歯の健康づくり事業

県民の主体的な歯及び口腔の健康づくりを推進するため、子どもから高齢者まで全ての世代に共通し、県民自らが取り組む行動目標として掲げた「健口かながわ5か条+3」の普及を行いました。

普及対象	母子	学童・生徒	成人	高齢者	その他	総計
普及者数	112		16	75	1,091	1,294

#### カ フッ化物洗口普及啓発事業

例年、永久歯のう蝕予防に効果的なフッ化物洗口法を地域に普及するため、体験指導等による情報提供を行っていますが、令和6年度の実施はありませんでした。

#### (4) 健康教育

地域等からの依頼に応じて、健康教育を行いました。

回数	参加者数	内容件数(複数計上)				
		う蝕予防	歯周病予防	口腔機能発達支援	高齢者・療養者口腔ケア	その他
9	142	8	3	7		9

#### (5) 歯科疾患実態調査

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年 法律第95号)に基づいて策定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」(平成24年7月 厚生労働省大臣告示)に基づいて、5年に1度調査を実施する。

調査地区 小田原市蓮正寺  
 調査実施日 R6.11.12  
 実施世帯数 13世帯  
 実施人数 36名

### 3 栄養・食生活

#### (1) 栄養・食生活対策事業

地域における栄養・食生活事業の推進のため、食からの循環器疾患対策に関する取組として、管内の「高血圧予防（適切な塩分摂取について）」をテーマに地域食生活対策推進協議会を開催しました。

##### ア 地域食生活対策推進協議会

	実施日	協議内容	出席委員数
協議会	R7.2.20	テーマ「高血圧予防（適切な塩分摂取について）」 1 高血圧予防の資料「はじめませんか減塩生活」の活用状況について (1) 令和6年度地域食生活対策推進協議会部会の書面開催概要 (2) 「始めませんか減塩生活」の活用報告書 2 令和7年度事業への活用にむけて (1) 令和6年度「始めませんか減塩生活」使用予定事業と12月までの結果 (2) 小田原保健福祉事務所地域食生活対策推進協議会事業ロジックモデル 3 その他 • 食事の傾向に関する調査票について	8
部会	書面開催 締切 R7.1.24	テーマ「高血圧予防（適切な塩分摂取について）」 (1) 「はじめませんか減塩生活」の事業での活用状況について (2) 情報提供 小田原保健福祉事務所ホームページ周知資料	5

##### イ 国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るために基礎資料とするため、国民健康・栄養調査、それに合わせて県民健康・栄養調査を実施しました。

対象地区 小田原市蓮正寺  
 調査実施日 R6.11.12  
 実施世帯数 14世帯  
 実施人数 36人

#### (2) 専門的栄養指導・食生活支援事業

難病患者、合併症患者、育児上の課題を持つ児及びその家族等に対し重症化予防や生活の質を高めることを目指し栄養指導や研修会等を実施しました。

##### ア 専門的栄養指導

	糖尿病	肥満	腎臓疾患	心疾患	難病	食物アレルギー	ハイリスク児	その他	総数
相談件数							22	7	29

### 第3章 業務概況

#### イ 食生活支援担当者等研修会

地域での食生活支援に係る関係者に対し研修会を行いました。

実施日	内容・講師	対象	参加者数
R7.2.4～ R7.3.7 (動画配信) (注)	演題「日本人の食事摂取基準（2025年版）～改訂ポイントと給食施設における活用上の留意点～」 講師 女子栄養大学 栄養学部 教授 上西 一弘 氏	管内市町健康増進事業主管課及び食育担当課の職員等	12

(注)特定給食施設等講習会と合わせて実施しました。

#### (3) 栄養表示等適正化推進事業

栄養表示制度の普及啓発や適正な表示のための相談等を行いました。

#### ア 普及啓発

対象	回数	人数	内容
事業者			
消費者	5	35	臨地実習生指導（4回11人） 栄養改善普及運動（1回24人）
給食施設			
その他			
合計	5	35	

#### イ 事業者に対する相談・指導等

	件数	食品表示法（保健事項）				健康増進法 虚偽誇大表示	合計
		栄養表示	栄養機能食品	機能性表示食品	特定保健用食品		
事前相談・指導	件数	19				2	21
	延回数	19				2	21
適正化指導	件数	4					4
	延回数	7					7
	改善確認数	3					3
備考							

### 第3章 業務概況

#### (4) 地域保健活動推進研修事業

地域において、食育及び栄養・食生活対策の推進に関わる関係機関・団体等の管理栄養士・栄養士等を対象に、専門的な知識、指導法の習得及び効果的な食育推進を図るよう講習会を実施しました。

実施日	内容・講師	対象	参加者数
R6. 6. 26 (注1)	内容 「偏食がある子どもへの対応のヒント ～発達障がいがある子、発達が気になる子への食支援～」 講師 ハッピー食卓プラネット 小林浩子 氏	管内市町健康増進事業主管課及び食育担当課の職員、地域活動栄養士 等	13
R6. 7. 4 (注2)	内容 「令和6年能登半島地震」被災地への派遣について 講師 湯河原町学校給食課 岸岡 奈都美 氏	管内市町健康増進事業主管課及び食育担当課の職員	6

(注1)特定給食施設等講習会と合わせて実施しました。

(注2)管内栄養業務連絡会と合わせて実施しました。

#### (5) 特定給食等指導事業

給食施設に対して講習会や実地指導等を行い、給食利用者の健康づくりを推進しました。

##### ア 特定給食施設等講習会

給食施設の従事者、管理者等に対し講習会を実施し、栄養管理の向上を図りました。

	開催日	参加施設数	参加者数	内容・講師
種別講習会 (注1)	R6. 6. 26	64	76	内容 「偏食がある子どもへの対応のヒント ～発達障がいがある子、発達が気になる子への食支援～」 講師 ハッピー食卓プラネット 小林浩子 氏
全体講習会	R6. 10. 22	105	140	内容 「東日本大震災における石巻赤十字病院栄養課での対応」 講師 石巻赤十字病院 栄養課長 佐伯千春 氏
全体講習会 (動画配信) (注2)	R7. 2. 4～ R7. 3. 7	68	115	演題「日本人の食事摂取基準（2025年版） ～改訂ポイントと給食施設における活用上の留意点～」 講師 女子栄養大学 栄養学部 教授 上西 一弘 氏

(注1)地域保健活動推進研修と合わせて実施しました。

(注2)食生活支援担当者等研修会と合わせて実施しました。

### 第3章 業務概況

#### イ 給食施設個別指導

給食施設に対し、個別に指導、相談を実施しました。

	対象施設数	内訳				指導回数計
		管理栄養士のみ	管理栄養士及び栄養士	栄養士のみ	未配置施設	
管理栄養士必置 指定施設	学 校					
	病 院	3	1	2		3
	介護保健施設					
	介護医療院					
	老人福祉施設					
	児童福祉施設					
	社会福祉施設					
	事 業 所	2	2			2
小 計		5	3	2		5
1日1回(指定施設を除く) 7月30日0食以上又は 1日1回(指定施設を除く) 2月5日0食以上又は 1月10日0食以上又は	学 校	20	11	7	2	21
	病 院					
	介護保健施設					
	介護医療院					
	老人福祉施設					
	児童福祉施設					
	社会福祉施設					
	事 業 所	1			1	0
	その 他	1				1
	小 計	22	11	7	3	1 22
1月1回(指定施設を除く) 2月5日0食以上又は 1月10日0食以上又は 1月25日0食以上又は	学 校	13	8	2	3	13
	病 院	8	1	7		9
	介護保健施設	7	2	5		6
	介護医療院	1	1			1
	老人福祉施設	13	7	5	1	6
	児童福祉施設	29	3		15	11
	社会福祉施設	1			1	0
	事 業 所	19	3		3	13
	矯正施設	1				0
	その 他	5	2	1	1	2
小 計		97	27	20	24	26 70
その他の給食施設	学 校					
	病 院	6	3	3		5
	介護保健施設					
	介護医療院	2	2			3
	老人福祉施設	3	2			1
	児童福祉施設	20	3	1	9	7
	社会福祉施設	8	1	3	1	3
	事 業 所	12	1	1	1	9
	その 他	17	2	0	4	11
小 計		68	14	8	15	31 48
合 計		192	55	37	42	58 145

### 第3章 業務概況

#### ウ 栄養改善普及運動

「かながわ健康プラン21(第2次)」における栄養・食生活の目標のうち、第3次計画も継続して、食生活の基本である「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加」を推進するため、「主食・主菜・副菜をそろえた食事」をテーマとし、健康増進を目的とした給食施設である事業所と連携し、食生活支援を実施しました。

実施期間	内容	対象施設数	普及数
R6.9.2 ～ R6.9.30	<p>全事業所への支援(ポピュレーションアプローチ) 管内特定給食施設(事業所)へ、事業者が実施する食育を支援するため、主食・主菜・副菜をそろえて食べることを呼びかけるポスターの活用を促した。また、啓発物品を送付した。</p> <p>配布内容</p> <p>① ポスター「そろえて食べると、からだよろこぶ」 ② ポケットティッシュ「そろえ方色々主食主菜副菜」</p>	34	<p>① 102部 ② 170個</p>
	<p>特定事業所への介入(ハイリスクアプローチ) 栄養改善普及運動に関するアンケートにおいて、食育活動の支援を希望された事業所に生活習慣病予防とバランスのよい食事、減塩についての媒体を提供し、食堂及び社内インターネットでの掲示を支援した。</p> <p>提供媒体</p> <p>① 「おいしく楽しく食べて自分にあった体重を維持しよう！」 ② 「始めませんか減塩生活」</p>	1	参加者数 24

#### (6) 市町支援

##### 連携・連絡調整

管内の栄養改善業務が円滑に実施されるため業務連絡会を開催しました。

	回数	出席者	内容
管内栄養業務連絡会	1	管内市町栄養士等	市町栄養業務の連絡調整・検討等

#### (7) 人材育成

##### ア 管理栄養士課程実習生指導

管理栄養士課程実習生の指導等を行いました。

	コース数	学生数	期間
鎌倉女子大学	1	3	R6.6.10～R6.6.14
鎌倉女子大学	1	3	R6.6.24～R6.6.28
関東学院大学	1	2	R7.2.3～R7.2.7
相模女子大学	1	3	R7.2.17～R2.2.21

##### イ 地区組織等の育成

	回数	出席者数	内容
市町支援 (食育サポートメイト養成講座)	1	13	国民健康・栄養調査等

#### 4 がん・健康増進

##### (1) 市町の健康増進事業自己評価のヒアリング

現年度の効果的な事業展開に資するため、前年度の事業実施状況をヒアリングし、市町の自己評価に対して確認を行いました。

対象	実施日	実施場所	出席者
小田原市	R6. 7. 19	小田原市保健センター	管内市町健康増進事業主管課担当者、後期高齢者広域連合担当者、当所企画調整課・保健福祉課担当者
箱根町	R6. 7. 9	箱根町さくら館	
真鶴町	R6. 7. 10	真鶴町町民センター	
湯河原町	R6. 7. 17	湯河原町保健センター	

##### (2) 市町の糖尿病重症化予防事業取組状況のヒアリング

現年度の効果的な事業展開に資するため、前年度の取組状況や課題の確認を行いました。

対象	実施日	実施場所	出席者
小田原市	R6. 10. 31	小田原市保健センター	管内市町健康増進事業主管課担当者、管内市町国民健康保険事業主管課担当者、県医療保険課担当者、後期高齢者広域連合担当者、当所企画調整課・保健福祉課担当者
箱根町	R6. 10. 29	箱根町役場	
真鶴町	R6. 10. 24	真鶴町町民センター	
湯河原町	R6. 10. 18	湯河原町保健センター	

##### (3) 健康づくり・医療費適正化のためのデータ活用事業

管内市町の地域保健活動及び国保担当者を対象として、保健医療データなどを活用し、地域特性等を分析する研修を行いました。

実施日	内容・講師	対象	参加者数
R6. 10. 28～ 12. 24 (動画配信)	[全体研修] 講義「評価の基本的な考え方」「先進的な評価事例」 (令和5年度実施の同研修)	目白大学 看護学部 教授 藤井 仁 氏	動画再生 回数 前編 18回 後編 27回
R6. 11. 22 (真鶴町) R6. 12. 24 (箱根町)	[個別研修] 演習 ・生活習慣病対策のための「現状分析と課題設定ワークシート」作成 ・意見交換 「各町の地域特性について」		管内市町地域保健活動及び国保担当者 真鶴町 2名 箱根町 4名

### 第3章 業務概況

#### (4) 地域企業におけるがん検診受診促進事業

関係機関と連携を図り、介護保険事業所などの職域分野に「がん検診管内」のリーフレットを配布し、がん検診の周知を行いました。

配布時期	対象	対象者数
R6. 10. 22	特定給食施設講習会	150
R6. 11. 11	介護保険事業所に対する会議	データ送付
R6. 6. 1	県西出前講座	91 部
隨時	食品衛生講習会	100
隨時	介護保険事業所運営指導	60

#### (5) がん検診普及啓発

##### 大学生等へのがん検診の普及啓発

若い世代が、がん検診の大切さと検診への理解を深められるように、がん検診の普及啓発を行いました。

実施日	内容	対象	対象者数
R6. 4. 19	リーフレットの配布	当所合同オリエンテーション 参加者	45
R6. 9. 6	リーフレットの配布	当所合同オリエンテーション 参加者	45

#### (6) 地域でのイベントにおけるがん検診普及啓発

市の実施するイベントにおいて「がん検診」のリーフレットを配布し、がん検診の周知を行いました。

実施日	内容	対象	対象者数
R6. 6. 1	リーフレットの配布	湯河原町ふわはあと参加者	69
R6. 9. 26	リーフレットの配布	箱根町健康・福祉フェスティバル参加者	15

#### (7) 热中症予防普及啓発

熱中症予防のため、ポスター掲示やチラシ配布、呼びかけによる注意喚起、予防及び対処法の普及啓発を行いました。

## 5 地域福祉の事業

### (1) 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めるとともに、公的援護の実施に協力することを使命としている民生委員・児童委員の活動に対して、負担金を交付しました。

定数及び活動状況（定数は、令和6年4月1日現在）

	定 数			相談支援 件数	その他 活動件数	訪問回数	活動日数
	民生委員	主任児童委員	総 数				
総 数	403	61	464	6,636	58,841	78,579	64,365
小田原市	292	52	344	4,763	53,939	71,037	54,848
箱根町	42	3	45	490	1,366	2,126	2,640
真鶴町	19	2	21	276	818	387	1,165
湯河原町	50	4	54	1,107	2,718	5,029	5,712

### (2) 障害福祉相談員

平成25年4月1日から、障害福祉相談員の実施主体が県から市町村に事務委譲されました。神奈川県身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業として、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、障害福祉相談員を対象に研修会を実施していましたが、平成31年3月31日をもって該当者が無くなつたため、（湯河原町障がい福祉相談員の設置が無くなつたため）事業実績はありませんでした。

### (3) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の普及啓発

福祉の街づくりをめざした「神奈川県福祉の街づくり条例」（平成8年4月1日施行）が改正され、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成20年12月26日公布、平成21年10月1日施行）」となりました。

保健福祉事務所の再編に伴い圏域別普及啓発事業の実施要領を改正（平成26年4月1日）し幹事事務所の設定を廃止し、本所事業となっています。

管内の大学教員を講師に招き、管内の事業所を利用している不登校の児童・生徒や外国籍住民の会に参加している人を対象にワークショップ形式の研修会を実施しました。バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する新聞を作成し、県西圏域内の各放課後児童クラブに配布・掲示していただき、普及・啓発に努めました。

### (4) 地域福祉の担い手の育成等の事業

住民による主体的な活動や、地域福祉の推進の役割を果たす人材の育成等について、神奈川県地域福祉支援計画の中で「ひとつづくり」の柱に位置づけられています。地域の社会環境の変化やそれに対応する社会保障施策の急速な整備に呼応して、地域福祉を推進する人材を養成・育成しています。また、福祉のコミュニティづくりを推進し、地域包括ケアシステムの構築にあたって欠かせない地域住民の自助・互助への普及啓発を進めるため、在宅医療・介護連携推進事業と共同で地域住民向けの講演会を開催しています。令和6年度は、小田原合同庁舎会議室を会場に研修会を実施しました。

## 6 介護保険

### (1) 介護保険指定事業者指導

平成12年度から介護保険法が施行され、介護給付対象サービスの質の確保、保険給付の適正化を図るため介護保険指定事業者等の指導を実施しました。

#### ア 運営指導

実施期間 令和6年6月から令和7年3月まで

サービス種別	対象事業所数	運営指導事業所数	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
指定訪問介護事業	59	19	14			5
指定訪問入浴介護事業	4(3)	1(1)				1(1)
指定訪問看護事業	38(37)	12(12)	10(10)		1(1)	1(1)
指定訪問リハビリテーション事業	7(6)	2(2)		1(1)		1(1)
指定通所介護事業	43	10	7			3
指定通所リハビリテーション事業	8(6)	2(2)		1(1)		1(1)
指定短期入所生活介護事業	15(14)	2(2)	2(2)			
指定短期入所療養介護事業	8(7)	2(2)		1(1)		1(1)
指定特定施設入居者生活介護事業	23(22)	9(8)	6(5)			3(3)
指定福祉用具貸与事業	7(7)	3(3)	3(3)			
指定特定福祉用具販売事業	7(7)	3(3)	3(3)			
指定介護老人福祉施設	14	2	2			
介護老人保健施設	7	2		1		1
介護医療院	3	1	1			
計	243(109)	70(35)	48(23)	4(3)	1(1)	17(8)

注1 ( )書きは指定介護予防事業所で外数

注2 医療みなしは含まない

注3 対象事業所数は、令和7年3月31日現在

### (2) 介護保険市町担当者連絡会議

実施回数 1回(令和6年5月24日)

対象 管内1市3町

### 第3章 業務概況

#### 7 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成、その児童の福祉の増進等のため、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を行いました。

		事業開始	事業継続	修学	技能修得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚	児童扶養	総数
総数		母子	0	0	4	2	0	0	1	0	0	14	0	0	21
		父子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		寡婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	5	2	0	0	1	0	0	14	0	0	22
小田原市		母子			4	2			1			11			18
		父子			1										1
		寡婦													0
箱根町		母子													0
		父子													0
		寡婦													0
真鶴町		母子										1			1
		父子													0
		寡婦													0
湯河原町		母子										2			2
		父子													0
		寡婦													0

#### 8 福祉事務所の経理

##### (1) 生活保護費等支給事務

生活保護法による被保護者に対し、その生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に必要な経費を支給しました。

##### (2) 特別障害者等手当支給事務

###### ア 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を要する在宅の特別障害者に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。

###### イ 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。

###### ウ 福祉手当(経過措置)

特別障害者手当と障害基礎年金を受けることができない重度障害者に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。